

◎新潟県告示第709号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年5月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年 月 日
堀野 信一	堀野整骨院	燕市東太田3556-1	平成22年3月10日